

## 平成 30 年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱

### (目的)

第 1 条 一般社団法人愛媛県観光物産協会（以下「協会」という）は、この要綱に定めるところにより、協会が造成した着地型旅行商品について、同商品を掲載するパンフレット等の作成経費の一部を助成することにより、旅行需要を持った人に商品情報を認知してもらい、同商品を活用した旅行客増加による本県のイメージアップ、観光産業の振興を図ることを目的とする。

### (助成事業者)

第 2 条 この助成対象者は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく登録を受けている旅行者とする。

### (助成内容)

第 3 条 助成内容は次のとおりとする。

区分	限度額	助成対象経費
協会が造成した着地型旅行商品 ※但し、協会が指定する商品に限る。	1 商品当たり 50,000 円 (経費の 2/3 を上限とする)	協会が指定する着地型旅行商品を掲載したパンフレット等作成経費（制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料（WEB は除く））。  なお、助成金の額は千円単位とする。

2 協会が実施する他の助成と重複して申請する場合は、助成金の合算額は経費の 2/3 以内とする。

### (助成の要件)

第 4 条 前条に規定する助成対象となるパンフレット等作成経費の助成要件は次のとおりとする。

- (1) パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもの。
- (2) 愛媛県内での宿泊を伴う、愛媛県外を出発地とする旅行商品であること。
- (3) 愛媛県のみを旅行先としたパンフレット等に限らず、四国地区若しくは中国四国地区の総合パンフレットへの掲載も対象とする。

(助成の制限)

第5条 パンフレット等作成経費の助成については、1 造成箇所（1つの旅行業者に複数の造成箇所がある場合には造成事業所ごと）につき、第6条の申請期間各区分において、3商品を上限とする。ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。なお、同一パンフレットへ複数の商品を掲載することも可とする。

(助成の申請期間等)

第6条 助成の申請期間等は次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間
上期	平成30年5月1日から 平成30年8月31日まで	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで
下期	平成30年10月1日から 平成31年2月28日まで	平成31年4月1日から 平成31年9月30日まで

2 助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

(助成金の交付申請)

第7条 助成を希望する旅行業者は、助成金を受けようとするときは、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて一般社団法人愛媛県観光物産協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業変更（中止）承認書（様式4号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成を決定した事業終了後30日以内に（下期においては、事業終了後30日以内又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに）、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、会長に提出し

なければならない。

(助成金の額の確定)

第 11 条 会長は、前条に規定する愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付確定通知書（様式第 6 号）により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第 12 条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金請求書（様式第 7 号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第 13 条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第 14 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他会長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第 1 項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 27 日から適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

印

平成 30 年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付申請書

平成 30 年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容  
(商品ブランド名・パンフレット名等)
- 2 パンフレット等作成経費 金 円
- 3 助成交付申請額 金 円
- 4 事業計画書 別紙 1 のとおり
- 5 収支予算書 別紙 2 のとおり

(別紙1)

事業計画書

1. 事業の内容 (パンフレット名、旅行 商品の内容等)	
2. 掲載する愛媛県観光 物産協会造成の 着地型旅行商品名	
3. 宿泊地等	※記載例：松山市1泊等
4. 旅行商品の設定期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
5. 送客見込数	送客見込：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで： 人
6. 作成内容	※記載例：パンフレット 20,000部 〇〇新聞(配布部数：〇万部)掲載 全5段モノクロ 会員DM 50,000通等
7. その他特記事項	
8. 担当者	【部署名】 【氏名】 【連絡先】 TEL： FAX： E-Mail：

※企画書など旅行商品の内容がわかる書類を添付すること

(別紙2)

### 収 支 予 算 書

#### 1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	摘要（積算基礎等）
助成金		
自己負担金		
計		

#### 2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	摘要（積算基礎等）
計		

(注)パンフレット印刷見積書(写)等、印刷経費及び印刷部数が明示されたものを添付のこと

様

一般社団法人愛媛県観光物産協会  
会長 佐伯 要 ⑩

平成30年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、平成30年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱第8条の規定により、その交付を下記のとおり決定します。

記

1 助成事業名

2 交付予定額 金 円

3 交付条件

- (1) この助成金は、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。
  - ア 申請書に記載された内容を変更するとき。
  - イ 助成事業を中止し、または廃止するとき。
  - ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。
- (3) 助成を決定した事業終了後30日以内に（下期においては、事業終了後30日以内又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに）、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業実績報告書、収支決算書等を提出してください。
- (4) 会長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。
- (5) 愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

印

平成30年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業変更（中止）承認申請書

平成 年 月 日付け観物協第 号で交付決定通知のあった助成事業について、次のとおり変更（中止）したいので、平成 年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 助成金交付変更額

既交付決定額（A）	金	円
変更承認申請額（B）	金	円
差引増減額（B－A）	金	円

4 事業計画書 別紙のとおり

5 収支予算書 別紙のとおり

※変更後の事業計画書及び収支予算書は、様式第1号（第7条関係）の別紙1及び2をご利用のうえ、変更前、変更後がわかるように作成すること。



様

一般社団法人愛媛県観光物産協会  
会長 佐伯 要 ㊟

平成30年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業変更（中止）承認書

平成 年 月 日付けで申請のあった助成金交付の変更（中止）については、平成 年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり承認します。

記

1 平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業変更（中止）承認申請書記載のとおり。

2 交付予定額

変更後（A）	金	円
変更前（B）	金	円
差引増減額（A－B）	金	円

3 交付条件

- この助成金は、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。
  - 申請書に記載された内容を変更するとき。
  - 助成事業を中止し、または廃止するとき。
  - 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。
- 助成を決定した事業終了後30日以内に（下期においては、事業終了後30日以内又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに）、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業実績報告書、収支決算書等を提出してください。
- 会長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。
- 愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

印

平成30年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業実績報告書

平成 年 月 日付け観物協第 号で交付決定通知のあった助成事業の実績について、次のとおり平成30年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- |   |          |         |   |
|---|----------|---------|---|
| 1 | 事業に要した経費 | 金       | 円 |
| 2 | 助成金額     | 金       | 円 |
| 3 | 事業実績報告書  | 別紙1のとおり |   |
| 4 | 収支決算書    | 別紙2のとおり |   |

(別紙1)

事業実績報告書

○助成事業を実施しての意見・感想等

1 旅行会社からの意見・感想等

※愛媛県内の観光地・宿泊等に関する感想や意見等

2 旅行者からの意見・感想等

※当助成事業を紹介または同行した際に受けた、旅行者からの愛媛県内の観光地・宿泊等に関する感想や意見等

(別紙2)

## 収 支 決 算 書

### 1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	摘要 (積算基礎等)
助成金			
自己負担金			
計			

### 2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	摘要 (積算基礎等)
計			

(注) 支出した経費内容がわかる、パンフレット印刷請求書(写)等、印刷経費および印刷部数が明示されたものを添付のこと

成果品として、商品を掲載したパンフレット (5部) 又は広告掲載の紙面等を添付のこと

平成 年 月 日

様

一般社団法人愛媛県観光物産協会  
会長 佐伯 要 ⑩

平成 30 年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のありました平成 30 年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金については、次のとおり助成金の額を確定したので、平成 30 年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付予定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

印

平成30年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金請求書

平成 年 月 日付け観物協第 号で交付確定通知した助成金について、平成30年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 請 求 額	金 円							
2 振 込 口 座	金融機関名：  支店名：  口座種類：  口座番号 <table border="1" data-bbox="624 1335 1051 1404"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> <small>フリガナ</small> 口座名義：							